

福島県ふたば医療センター  
医療情報システム更新  
公募型プロポーザル募集要領

令和6年8月

福島県ふたば医療センター

福島県ふたば医療センター  
医療情報システム更新 公募型プロポーザル

## 1 目的

福島県ふたば医療センターの医療情報システムを更新し、医療の質及び患者サービスの向上と経営の効率化を図ります。

福島県ふたば医療センターとして最も適合したシステムを調達するため、公募型プロポーザルにより、広く提案を募集し、総合的な評価により最終的な契約者を選定します。

## 2 調達内容に関する事項

### (1) 調達件名及び数量

福島県ふたば医療センター医療情報システム更新 一式（搬入、据付け、各種工事等を含む。）

### (2) 調達件名の仕様等

「福島県ふたば医療センター医療情報システム要求機能仕様書」（以下「医療情報システム要求機能仕様書」という。）のとおり。

### (3) 調達期限

令和7年3月31日まで

### (4) 調達場所

福島県ふたば医療センター  
（福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内）

### (5) 調達方法

公募型プロポーザル方式

### (6) 事務担当

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1  
福島県ふたば医療センター附属病院 事務部 医事担当  
電話 : 0240-23-5082  
FAX : 0240-23-5091  
Mail : futaba\_fuzokubyuin@pref.fukushima.lg.jp

## 3 参加資格に関する事項

参加表明書及び提案書等を提出できる者は、次の(1)から(4)までに掲げる条件をすべて満たす者であることとします。

なお、(2)の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていない。本調達においては、提案システムの構成品のうち、県が買い取る物について該当がないことを確認のこと。※福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から本要領11に示す審査会の日までの間に福島県から入札等の参加資格制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の

申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 本調達物件を確実に納入できる者であること。

#### 4 提案上限価格

303,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

#### 5 募集選定スケジュール

本事業の募集選定スケジュールは以下のとおりです。

項目	日程（一部予定）
プロポーザルの公示日	令和6年8月1日（木）
募集要領、仕様書等の配付	公示日から令和6年8月15日（木）まで
質問の受付	公示日から令和6年8月8日（木）まで
質問に対する回答の公表	令和6年8月16日（金）
参加表明書等の提出	公示日から令和6年8月20日（火）まで
参加資格確認結果の通知	令和6年8月23日（金）
提案書等の提出	令和6年9月2日（月）まで
ヒアリング（プレゼンテーション）の実施	令和6年9月17日（火）
審査結果の通知	令和6年9月下旬

#### 6 質問・回答

提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を受けることができます。

##### (1) 提出期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月8日（木）まで必着

##### (2) 提出先

本要領2（6）事務担当に同じ。

##### (3) 提出方法

簡易書留郵便又は電子メール（電子メールアドレス「2（6）事務担当」と同じ）にて提出してください。なお、電子メールで提出した際には、送信した直後に電話にて連絡してください。また、郵送は令和6年8月8日（木）必着とします。

##### (4) 回答方法

質問書に対する回答は、令和6年8月16日（金）までの間に福島県ふたば医療センター附属病院ホームページ上に掲載します。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

「福島県ふたば医療センター医療情報システム更新 公募型プロポーザル 提案書等記入要領」を適宜参照のうえ、以下の資料（以下「参加表明書等」という。）を提出してください。

- ① 参加表明書（様式2）：原本1部
- ② 導入実績書（様式3）：原本1部、コピー7部及び電子媒体1部

### (2) 提出期限

令和6年8月20日（火）午後5時まで必着

※土曜日及び日曜日、祝日を除く。

### (3) 提出先

本要領2の(6) 事務担当に同じ。

### (4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

## 8 提案書等の提出

### (1) 提出書類

「福島県ふたば医療センター医療情報システム更新 公募型プロポーザル 提案書等記入要領」を適宜参照のうえ、以下の資料（以下「提案書等」という。）を提出してください。なお、原本1部とコピー7部に加え、電子データを格納したCD-R等を提出すること。

- ① 「医療情報システム要求機能仕様書」への回答
- ② 提案書
- ③ 付属資料
- ④ 提案システム構成（様式4、様式5及び様式6）
- ⑤ 本事業に係る総括責任者・主任技術者・保守要員の実績（様式7）
- ⑥ 見積書（様式8及び様式9）

### (2) 提出期限

令和6年9月2日（月）午後5時まで必着

※土曜日及び日曜日、祝日を除く。

### (3) 提出先

本要領2の(6) 事務担当に同じ。

### (4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

## 9 プロポーザルの提案課題

「福島県ふたば医療センター 医療情報システム更新 公募型プロポーザル 提案書等記入要領」に基づき提案してください。

## 10 提案の確認・評価方法

### (1) 基本的事項の確認

以下の確認において要件を満たさない場合は失格とします。

- ① 求めている資料等が、すべて提出されていること。
- ② 本要領4に示す提案上限価格以下であること。
- ③ 「医療情報システム要求機能仕様書」の必須要件をすべて満たしていること。

## (2) 審査方法

選定委員会において、提出書類等及びヒアリング（プレゼンテーション）を基に審査を行い、本調達物件として最優秀提案者及び次点者をそれぞれ選定します。なお、審査員・審査基準は非公開とします。

## 11 審査会におけるヒアリング（プレゼンテーション）の実施

### (1) 日程等

令和6年9月17日（火）に、福島県ふたば医療センター附属病院で実施予定です。審査会への出席通知は、令和6年9月13日（金）までに電子メール及び郵送にて通知いたします。なお、審査会日時が変更になる場合は、別途お知らせいたします。

### (2) 方法

- ① ヒアリング（プレゼンテーション）の出席者は5名まで（提案チームの担当者）とし、基本的にはすべての説明を総括責任者が行い、営業担当者・技術担当者が補足をするものとします。
- ② ヒアリング（プレゼンテーション）の内容は、本要領8(1)提出書類の②提案書の説明及び審査員からの質疑とします。
- ③ ヒアリング（プレゼンテーション）の時間は、1提案者あたり30分とし、説明20分・質疑応答10分を予定しています。

## 12 審査及び結果の通知

### (1) 評価の考え方と点数配分

提案書評価にあたり、提案内容を公平に評価し、福島県ふたば医療センターが求める最適なパートナーを選定するために、システム性能面及び価格面の総合的な観点で評価を行います。

性能等に対する得点配分と価格等に対する得点配分は4：1とし、性能等評価点＝800点、価格等点＝200点の計1,000点満点とします。

評価項目		点数配分
性能等評価点	技術評価点	300点
	提案評価点	500点
	(小計)	(800点)
価格評価点		200点
合計		1,000点

### (2) 評価方法

#### ① 技術評価点

本要領8(1)提出資料①に示す「医療情報システム要求機能仕様書」への回答を用いて、客観的に技術評価点を付与します。

#### ② 提案評価点

選定委員会において提案書等及びヒアリング（プレゼンテーション）を基に審査を行い、下表の配点に沿って提案評価点を付与します。

	提案・評価内容	配点
1	取り組み方針と提案システムの概要	50
2	業務実績、業務実施体制	50
3	稼働までのスケジュールと業務方法	100
4	稼働後のサポートおよび保守・メンテナンス体制	100
5	セキュリティ対策やシステム障害・災害時の対応	100
6	最適な運用を実現する、使いやすいシステム提案	50
7	データ移行の実施方針	50
	合計	500

### ③ 価格評価点

下記の算出式に沿って価格評価点を付与します。

$$200点 \times \text{最低見積価格} / \text{見積価格}$$

### (3) 結果通知

(2)の審査結果により、最も得点の高かった者を最優秀提案者に、それに次ぐ得点を獲得した者を次点者として選定します。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを選定の条件とします。

審査の結果は、すべての提案者に対して速やかに書面で通知します。

## 13 調達契約の手続き

福島県は、最も優れた提案の提出者として選定された者と調達契約の締結交渉を行います。

なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、その者とは契約の締結を行わないことがあります。

この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

## 14 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(2) 以下に掲げる事項に該当した場合は、提案書等の提出は無効とします。

- ① 選考に参加する資格が認められない者
- ② 本要領等に記載されている事項に違反した者
- ③ 虚偽の内容を記載した者
- ④ 提案書等について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの、又は不明確なものを提出した者
- ⑤ 選定委員会の委員及び福島県関係者に対し、直接又は間接を問わず援助を求めた者
- ⑥ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

なお、①について、参加資格に適合する旨確認された者であっても、事業者決定時点において

参加資格に掲げる資格のない者が行った提案書等の提出については無効とする。

- (3) 参加表明書等を提出した者は、参加表明書等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとします。
- (4) 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出、審査会への参加等に要する費用は参加者の負担とします。
- (5) 参加表明書等及び提案書等の著作権は提出者に帰属し、選考以外の目的で提出者に無断で使用しないものとします。
- (6) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限後における提案書等の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (8) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等は無効とし、また、その者が契約の相手方となっている場合は、契約を無効とするとともに損害賠償等を請求することがあります。
- (9) 提出された提案書等は原則として返却しません。
- (10) 契約の相手方の決定後、契約対象となる業務内容は、提案書等の記載内容に拘束されるものではないものとします。
- (11) 医療情報システムの総括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。ただし、福島県の指示による場合はこの限りではありません。
- (12) 本調達業務について契約を行うこととなった者が設計等にあたり外国からの渡航等に費用を要する場合にあっても、福島県はその負担に応じません。
- (13) 選定に関する事務手続については予定であり、状況に応じて変更されることがあります。
- (14) 不慮の都合により、事務手続の途中で選定を延期することがあります。その場合は、指名業者への通知・連絡により関係者に周知します。なお、選定を延期した場合においても、(4)のとおり、選考への参加のためにそれまで要した費用について福島県でその負担に応じることはしません。